

岐阜県公報

第 七 百 三 号

令和 八 年 七 月 二 十 一 日

(火曜日)

目 次

告 示

○指定納付受託者の名称等の変更の届出

(出納管理課) 二九^{ページ}九

議会訓令甲

○岐阜県議会議事務局職員定数規程の一部を改正する訓令

(議会総務課) 二九^九

公 示

○県営土地改良事業計画(農地中間管理機構関連事業)の決定

(農地整備課) 三〇〇

○土地改良区役員の退任

(可茂農林事務所) 三〇〇

告 示

岐阜県告示第三百四十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の第三項の規定により、岐阜県オンライン申請システムの各種手続における申請手数料等の指定納付受託者である株式会社トラストバンクから変更の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年七月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 変更事項

指定納付受託者の事務所の所在地

(変更前) 東京都品川区上大崎三丁目一番一号
(変更後) 東京都港区北青山二丁目一四番四号

二 変更年月日

令和八年七月二十一日

議会訓令甲

岐阜県議会議訓令甲第一号

岐阜県議会議事務局

岐阜県議会議事務局職員定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

岐阜県公報

毎週

(火曜日
金曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和八年七月二十一日

令和八年七月二十一日

岐阜県議会議長 松 岡 正 人

岐阜県議会議事務局職員定数規程の一部を改正する訓令

岐阜県議会議事務局職員定数規程（昭和三十四年岐阜県議会議訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

「二十六人」を「三十二人」に、「二十九人」を「三十五人」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年七月二十一日から施行し、同年四月一日から適用する。

公 示

。県営土地改良事業計画（農地中間管理機構関連事業）の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第八十七条の三第一項の規定により、次の農地中間管理機構が賃借権等取得した農用地を対象とする県営土地改良事業計画を定めたので、同条第七項において準用する法第八十七条第五項の規定により公示し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和八年七月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名
事業名 県営経営体育成基盤整備事業

地区名 袈裟丸地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和八年七月二十一日から

令和八年八月十日まで

。土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年七月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
木曾川右岸用水土地改良区	令和八・六・二五	理事	渡 邊 祐 次	加茂郡富加町高畑 六一七番地三九

令和八年七月二十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁 岐阜文芸社